

有料道路身体障害者等割引制度改正に伴う手続きのお知らせ

- ①平成16年6月1日から従来の「割引証」が利用できなくなりました。
- ②割引証に代わる新たな割引登録手続きがお済みでない方は、役場健康福祉課（従来の割引証の交付窓口）で手続きをお願いします。
※手続きをしていただくまでの間、割引制度が受けられなくなりますので、ご面倒をおかけしますが、早めの手続きをお願いします。

○制度改正に伴い、登録手続きや料金所での通行方法が変更となりました。
※対象者、対象自動車、登録台数（対象者一人に一台）は従来の通りです。

○手続きの際にお持ちいただくもの

手帳での割り引きの場合	ETC利用での割り引きまたは手帳での割り引きの場合
<ul style="list-style-type: none"> ①手帳 ②登録を希望される自動車の自動車検査証（車検証） ③運転免許証（障害者ご本人が運転される場合） ④ご本人が来られない場合は委任状など代理人であることが確認できる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ①～④は手帳での割り引きの場合と同じです。 ⑤ETCカード（障害者本人名義のものに限ります。ただし、未成年の重度障害者の方でご本人が運転しての割り引きを受けられない方のみ特例として、親権者・後見人名義のカードも対象となります。） ⑥登録を希望される自動車に取り付けられた車載器の「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」

○問い合わせ＝役場健康福祉課・井上 ☎45-1762

児童扶養手当、特別児童扶養手当制度について

児童扶養手当

児童扶養手当制度は、母子家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉を向上することを目的としており、児童の母や、母に代わってその児童を養育している方に支給されます（所得制限あり）。また、父がいても極めて重度の障害がある場合には支給されます（所得制限あり）。

対象となる児童

- ①十八歳に達する日以降の最初の三月三十一日までの間にある児童、または二十歳未満で心身に中度以上の障害がある児童が次のいずれかに該当するとき。
- ②父が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
- ③父が死亡した児童
- ④父が重度の障害状態にある児童
- ⑤父の生死が明らかでない児童
- ⑥父に引き続き一年以上遺棄

されている児童

- ⑥父が引き続き一年以上拘束されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童（未婚の女子の子）

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当制度は、精神または身体に障害がある児童の福祉の向上を目的とし、児童を監護する父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給されます（所得制限あり）。

対象となる児童

二十歳未満で身体または精神に重度障害または中度障害のある児童

手当の額（月額）
児童一人につき重度障害児は五万九千円、中度障害児は三万三千九百円
所得制限限度額を超える場合は、手当の全部が支給停止されます。

これらに該当しても対象とならない場合があります。詳しくは、役場健康福祉課・栢田 ☎四五一七六二までお問い合わせください。

児童扶養手当の手当額（月額）

児童1人	全部支給	41,880円
	一部支給	41,870円～9,880円
児童2人	全部支給	46,880円
	一部支給	46,870円～14,880円
児童3人	全部支給	49,880円
	一部支給	49,870円～17,880円

※児童が4人以上のときは1人増えるごとに、3,000円加算されます。

大切な契約書や遺言書などは公正証書に

— 十月一日から七日までは公正証書週間です —

重要な取り引きをしたり遺言を残したりするときは、トラブル防止のため公正証書の作成をお勧めします。公正証書に関するお問い合わせは、

洲本公証役場 ☎二四一三四
五四、洲本法務局 ☎二二一〇四九七まで。
なお、相談は無料です。

【問】公正証書の利点は？

【答】公正証書を作成するときには、その内容が法規にならなっているかなどについて、アドバイスをし、関係者が十分に納得したものとなります。そのうえ、金銭の支払契約で強制執行の条項をつけておけば、相手が支払いの約束に違反した場合、その公正証書で相手に強制執行をすることが出来ます。

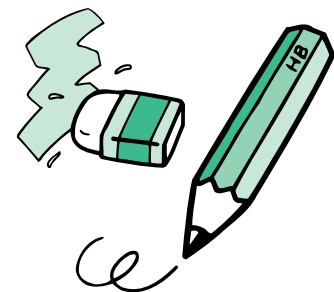
【問】公正証書に多く利用されるのはどんなこと？

【答】各種契約や遺言などが多

く、最近では、定期借地権の公正証書も増えています。

【問】遺言を公正証書にしておく利点は？

【答】①遺言を作成する際に、専門的立場から法的に有効な遺言であることが確かめられます。その原本は、無料で公証役場が保管していますから、無くなったり偽造されたりすることはありません。②本人が死亡したとき、家庭裁判所で検認の手続きをとる必要がなくなり、その公正証書ですぐ登記などの手続きが可能です。



不動産(土地や家屋)を取得した場合 不動産取得税の申告をお忘れなく！

売買・贈与・交換・建築などによって不動産(土地・家屋)を取得すると、登記の有無にかかわらず不動産取得税が課税されます。その際、忘れずに申告してください。

また、次のような場合には軽減制度が適用される場合があります。

- ・住宅や住宅敷地の取得
- ・阪神・淡路大震災により被災した家屋に代わる家屋の取得
- などで一定の要件を満たす場合

詳しくは、淡路県民局洲本県税事務所・不動産取得税課 ☎26-2028までお問い合わせください。

土地取引の届出をお忘れなく！

一定面積の土地取引をした場合、契約から2週間以内に役場を経由して知事に届け出なければなりません。(国土利用計画法)

届出が必要な面積

- 市街化区域 2,000㎡以上
- 市街化区域以外の都市計画区域 5,000㎡以上
- 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上
- ※緑町に市街化区域はありません。

問い合わせ

兵庫県県土整備部まちづくり局土地対策室 ☎078-362-3584
役場まちづくり課・古川 ☎45-1760